

10月1日から新しい被保険者証で受診してください

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険加入者のみなさんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れます。10月1日からは新しい被保険者証を使用してください。

●新しい被保険者証

被保険者証が「空色」から「うぐいす色」に、退職者用が「桃色」から「オレンジ色」に変わります。

- ・平成30年4月からの新国保制度の施行に伴い被保険者証に「長野県」の文字が入ります。
- ・平成30年度より、国保財政の運営は都道府県単位で行います。被保険者証の交付はこれまでどおり市町村が行います。
- ・個人ごとにカード化されています。
- ・9月末日までに世帯単位で郵送しますので、内容等をご確認ください。

●古い被保険者証

ハサミで切るなどして破棄するか、役場1階2番窓口へお持ちください。

●学被保険者証

新たに申請が必要です。役場窓口でお早めに手続きをしてください。

【対象】 修学のため町外へ住民票を移している方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方

【持ち物】 印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）

※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。

●人間ドックの健診費用の一部を補助します

【補助金額】 日帰りドック 15,000円 / 一泊ドック 30,000円 ※補助は同一人に対し年一回です。

【対象者】
 ・国民健康保険料を滞納していない世帯の方
 ・人間ドック受診後に受け取る健診結果等報告書(健診データ)の写しを町に提出し、特定保健指導等を目的として利用することに同意する方

【申請方法】 健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」及び「人間ドック補助金請求書」を提出してください。

【持ち物】 国民健康保険被保険者証、領収書（原本）、振込口座のわかるもの（預金通帳など）、印鑑、健診結果等報告書

国民年金保険料の後納制度が平成30年9月30日で終了します

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 / 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかし、過去5年以内に納め忘れた保険料を納付することができる「後納制度」が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。この制度を利用することで、年金額が増えたり、納付期間の不足により年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られたりする場合があります。

後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。9月30日は日曜日のため、9月28日(金)までに岡谷年金事務所です手続きをしてください。

●後納制度を利用できる方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

詳しくは、岡谷年金事務所またはねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（050から始まる電話を使う場合は ☎03-6630-2525）へお問い合わせください。